

# 職場での「熱中症」による労働災害が多発しています！

～ 令和7年6月1日から熱中症対策が労働安全衛生規則で義務化されます ～

全国では熱中症により30名（令和6年）の方々が死亡し、そのうち、大阪府内では9名の方々が死亡しているもので、全国の3割以上の熱中症による死亡災害が大阪府内で発生しています。

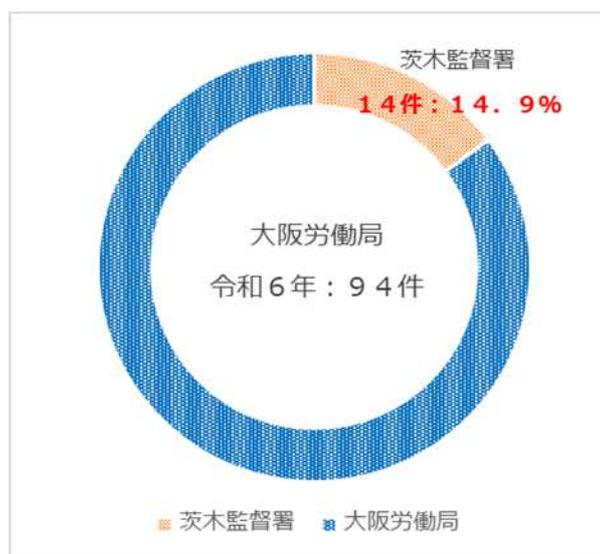


さらに、茨木労働基準監督署管内では14名（休業4日以上）の方々が熱中症により被災しており、死亡災害は発生していませんが、**大阪府全体（13監督署）の約15%を占めている現状**のため、事業場における熱中症対策の取組みの徹底が求められています。

職場における全国的な熱中症災害の多発を受けて、**熱中症災害時における緊急連絡体制や対応の整備等を事業者**に義務付けた改正労働安全衛生規則が令和7年6月1日に施行されますので、事業者の皆さまにおかれましては適切な対応をお願いいたします。

（全国及び大阪労働局における熱中症発生状況）

（令和6年 茨木署の熱中症発生状況）



## 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施中！

大阪労働局では労働災害防止団体などと連携して、職場における熱中症の予防のために

**キャンペーン期間：5月～9月**（重点取組期間7月：準備期間：4月）

を展開し、重点的な取組を進めています。

各事業場では、事業者、労働者が協力して、**熱中症予防対策に取り組みましょう！**

なお、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」については、期間ごとの実施事項に重点的に取り組むことに加え、熱中症による死亡者を出さないために、少しでも異変を感じたら**病院へ運ぶまでは一人きりにしない**といった適切な措置を講じるようお願いいたします。

## 事業者等の皆様へ

厚生労働省及び大阪労働局では、労働災害防止団体などと連携して、職場における熱中症の予防を展開し、重点的な取組を行っています。

各事業場においては、以下の資料やセミナーを活用するなど、事業者、労働者が協力して、熱中症予防対策への取組みをお願いします。

### 熱中症対策の改正労働安全衛生規則に係るパンフレット等

職場における熱中症対策の強化について（パンフレット） **改正規則**  
（令和7年6月1日に労働安全衛生規則が改正されます） **（パンフレット）**



職場における熱中症対策の強化について（リーフレット） **改正規則**  
**（リーフレット）**



### 令和7年 熱中症クールワークキャンペーン

「令和7年 STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」 **全国版**  
**（リーフレット）**  
（全国版リーフレット）



「STOP! 熱中症クールワークキャンペーンについて」 **大阪局版**  
**（リーフレット）**  
（令和7年度：大阪局リーフレット）



### 事業場担当者向け熱中症対策に係るセミナー等

熱中症予防対策セミナー **セミナー**  
**（リーフレット）**



熱中症対策セミナー **セミナー**  
**（リーフレット）**  
【～知って労働者を守る!熱中症の重篤化防止～】



### 上記以外の熱中症対策の情報

大阪労働局ホームページ（職場における熱中症予防対策） **大阪労働局**  
**ホームページ**  
（熱中症災害の発生状況、各種資料【パンフ、動画資料等】）



# ストレスチェックをこれから導入する事業者の方へ

## ストレスチェックについての相談は 産保センター（※）が開設している ストレスチェック制度サポートダイヤル をご利用ください



# 0570-031050

### (全国统一ナビダイヤル)

受付時間 平日10時～17時（土曜、日曜、祝日、12月29日～1月3日は除く）

※ 産業保健総合支援センター（産保センター）は、厚生労働省所管の独立行政法人労働者健康安全機構が各都道府県に設置、運営しています。事業場のメンタルヘルス対策等の取組に対して、各種支援サービスを 無料 で提供します。

### 大阪産業保健総合支援センターでは個別訪問支援をしております。

個別訪問支援は専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）が無料で事業場に訪問し、ストレスチェック制度について事業場の状況に応じた具体的なアドバイス、メンタルヘルス対策について支援します。

※ストレスチェックを代行する業者の紹介はしておりません。



### 申込はWEBで！

申込先：大阪産業保健総合支援センター  
<https://osakas.johas.go.jp/>



**常時50人以上の労働者を使用する事業場では、1年以内に1回、ストレスチェック報告書、つまり、「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」を所轄労働基準監督署へ提出する義務が、労働安全衛生規則第52条の21に定められています。**

様式第6号の3（第32条の21関係）（表部）  
**心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書**

80501 労働保険番号

対象年 1:平成 2:令和	検査実施年月	2:平成 3:令和
事業の種類	事業場の名称	
事業場の所在地	電話	

検査を実施した者	1:事業場選任の受審者 2:事業場選任の医師（1以外の医師に限る。）、保健師、参事医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師 3:労働安全衛生の医師、保健師、検疫師、検疫士、公認心理師	検査を受けた労働者数
面接指導を実施した医師	1:事業場選任の受審者 2:事業場選任の医師（1以外の医師に限る。）、保健師、参事医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師	面接指導を受けた労働者数
集団ごとの分析の実施の有無	1:検査結果の集団ごとの分析を行った 2:検査結果の集団ごとの分析を行っていない	

在籍労働者数

産業医 氏名

安全衛生法関係 入力支援サービス

検索

<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp>



労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス

文字サイズ 小 中 大

ひと、くらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

本サービスについて

サービス利用方法

よくあるご質問

お知らせ

アンケート

## 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス

帳票作成メニューへ  
(電子申請を利用しない方はこちら)

帳票作成メニューへ  
(電子申請を利用する方はこちら)

# 大阪府の最低賃金は

☑ 使用者も  
☑ 労働者も  
必ずチェック  
しましょう！



令和5年10月1日

時間額  
1,064円

50  
円  
UP

令和6年10月1日  
から

時間額  
**1,114**  
円

最低賃金制度のマスコットチェックマン



## 最低賃金との比較方法（計算方法）について

① 時間給の場合	時間給 ≥ 最低賃金額
② 日給制の場合	日給 ÷ 1日の平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額
③ 月給制の場合	月給 ÷ 1年間における1か月平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額
④ 出来高給（請負給） の場合	賃金算定期間（賃金締切期間）に支払われた総額 ÷ その期間に出来高制によって労働した総労働時間 ≥ 最低賃金額
①～④が混在	各賃金の1時間あたりを算出し合計した額 ≥ 最低賃金額

## 最低賃金との比較時に含めない賃金の種類

- ① 精皆勤手当  
通勤手当  
家族手当
- ② 1か月を超える期間  
ごとに支払われる  
賃金（賞与など）
- ③ 臨時に支払われる  
賃金  
（結婚手当など）
- ④ 時間外・休日労働  
及び深夜労働  
に対する賃金

ご不明の点は、大阪労働局労働基準部賃金課  
TEL 06-6949-6502  
もしくは、最寄りの労働基準監督署にお問合せください。



最低賃金に関する  
特設サイトもご覧  
ください。

(060901)



**Check!**

# 賃金引上げ・就業環境整備をご検討の事業主の皆様へ

## 1 社労士等の労務管理の専門家が会社の「働き方改革」や賃金引上げを無料で支援します！

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談に対して、労務管理等の専門家による窓口等での相談、企業への訪問相談を行います。

詳しくは、**大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター**

大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階 TEL:0120-068-116  
受付:平日9:00~17:00(水曜日のみ18:00まで) Email:hatarakikata@sr-osaka.jp



## 2 賃金引上げを支援する制度

### ◆業務改善助成金 ※中小企業向け

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業者等に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。

詳しくは、**業務改善助成金コールセンター** TEL:0120-366-440



### ◆キャリアアップ助成金 ※中小企業以外も利用可能

有期雇用労働者等非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

社会保険適用時処遇改善コース！

いわゆる年収「106万円の壁」により労働者の手取り収入が減少するために就業調整が行われるケースがあることから、社会保険適用後も手取り収入が減少しないよう、事業主が労働者の収入を増加させる取組を行う場合の助成金になります。

詳しくは、**大阪労働局職業安定部 雇用保険課 助成金センター**  
大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル9階 TEL:06-7669-8900

どの支援が合うか迷ったら、  
『大阪働き方改革推進支援・賃金  
相談センター』に相談してみてね！



### ◆その他の賃金引上げ支援制度 ※中小企業向け

#### (1)中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たしたうえで賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額(又は所得税額)から控除できる制度です。

詳しくは、**中小企業税制サポートセンター** TEL:03-6281-9821



#### (2)企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業者等に対し、設備資金や運転資金を2億7千万円までは特別利率で融資します。

詳しくは、**日本政策金融公庫** TEL:0120-154-505



#### (3)中小企業省力化投資補助金

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、IoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品の導入を支援します。

詳しくは、**中小企業省力化投資補助事業コールセンター** TEL:0570-099-660



#### (4)IT導入補助金

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。

詳しくは、**サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター** : 0570-666-376



### ◆賃金引き上げ特設ページ公開中！

賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や賃金引き上げに向けた政府の支援策など賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。

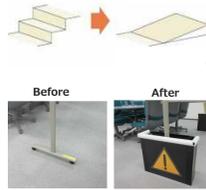


# 介護労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています  
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

## 「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (33%)
  - ▶ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
  - ▶ 走らせない、急がせない仕組みづくり
- 通路の段差につまずいて転倒 (15%)
  - ▶ 事業場内の通路の段差の解消 (★)、「見える化」
  - ▶ 送迎先・訪問先での段差等による転倒防止の注意喚起
- 設備、家具などに足を引っかけて転倒 (12%)
  - ▶ 設備、家具等の角の「見える化」
- 利用者の車椅子、シルバーカー、杖などにつまずいて転倒 (8%)
  - ▶ 介助の周辺動作のときも焦らせない
  - ▶ 介助のあとは“一呼吸置いて”から別の作業へ
- 作業場や通路以外の障害物（車止めなど）につまずいて転倒 (7%)
  - ▶ 適切な通路の設定
  - ▶ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- コードなどにつまずいて転倒 (5%)
  - ▶ 労働者や利用者の転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に徹底させる



## 「滑り」による転倒災害の原因と対策

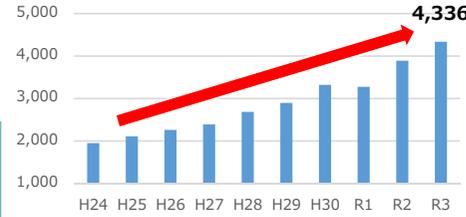
- 凍結した通路等で滑って転倒 (24%)
  - ▶ 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マットを設置する (★)
- 浴室等の水場で滑って転倒 (23%)
  - ▶ 防滑床材の導入、摩耗している場合は施工し直す (★)
  - ▶ 滑りにくい履き物を使用させる
  - ▶ 脱衣所等隣接エリアまで濡れないよう処置
- こぼれていた水、洗剤、油等（人為的なもの）により滑って転倒 (21%)
  - ▶ 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。（清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放）
- 雨で濡れた通路等で滑って転倒 (11%)
  - ▶ 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う
  - ▶ 送迎・訪問先での濡れた場所での転倒防止の注意喚起



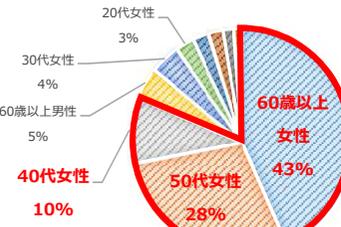
(★) については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます  
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

# 転倒災害（休業4日以上）の発生状況（令和3年）

社会福祉施設における転倒災害発生件数の推移



社会福祉施設における転倒災害被災者の性別・年齢別内訳



## 社会福祉施設における転倒災害の態様

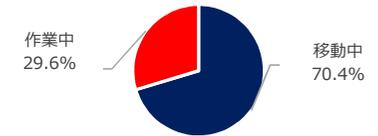
骨折（約70%）

- 打撲
- じん帯損傷
- 捻挫
- 外傷性くも膜下出血

## 社会福祉施設の転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

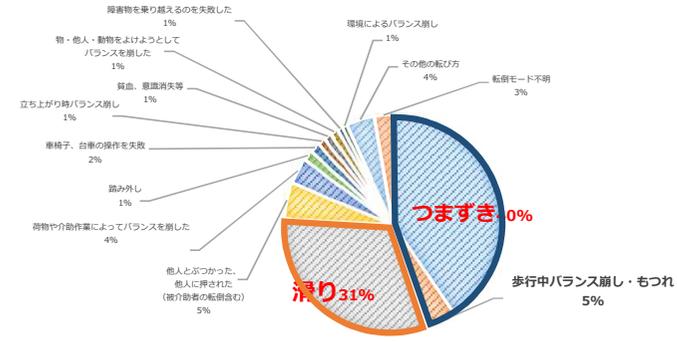
44日

## 介護の現場における転倒災害の発生時点



転倒災害が起きているのは移動のときだけではありません

## 転倒時の類型



## 主な原因と対策

## 転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります  
→ 「転びの予防 体力チェック」「口コチェック」をご覧ください
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します  
→ 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも  
→ 「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）

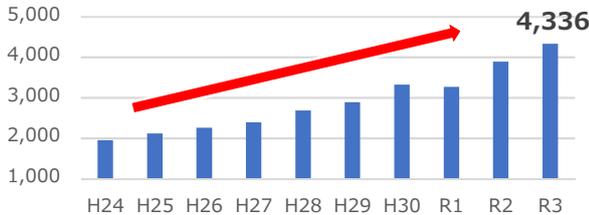


# 転倒災害（業務中の転倒による大怪我）に注意しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています。転倒災害は、被災しないよう労働者自身が注意することも必要です。

## 転倒災害（業務中の転倒による重傷、休業4日以上）の発生状況（令和3年）

社会福祉施設における転倒災害発生件数の推移



### 社会福祉施設における転倒による怪我の態様

・骨折（約70%）

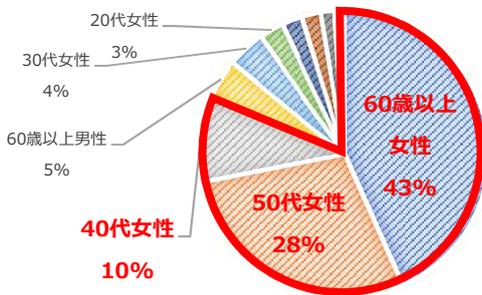
- ・打撲
- ・じん帯損傷
- ・捻挫
- ・外傷性くも膜下出血

### 社会福祉施設の転倒災害による平均休業日数

44日

※ 労働者死傷病報告（休業4日以上）による休業見込日数

社会福祉施設における転倒災害被災者の性別・年齢別内訳



### 介護の現場における転倒災害の発生時点



転倒災害が起きているのは移動の時だけではありません

## 介護労働者の転倒災害※の主な要因（労働者死傷病報告より）

### 1. 何も無いところでつまずく、足がもつれて転倒

※訪問介護や送迎先での転倒災害も含む

- ・ 人は加齢とともに転びやすくなります。自分は大丈夫だろうと思わず、転んで骨折するかもしれないという意識を持って歩行や作業をしてください。
- ・ 走らないようにしましょう。

### 2. 段差、家具等につまずいて転倒（見えていない）

- ・ 前をよく見て歩行、作業しましょう。
- ・ 事業場内の危ない箇所は「見える化」等の対策をしましょう。

### 3. 浴室、脱衣所等の水場で滑って転倒

### 4. こぼれていた水、洗剤等で滑って転倒（見えていない）

- ・ よく見て歩行、作業しましょう。
- ・ 見つけたらほかの労働者の転倒防止のためにもすぐに拭きとりましょう。
- ・ 水拭き等の後は、乾くまで他の労働者が入らないようにしましょう。

### 5. 雪、雨で滑って転倒

- ・ 送迎や訪問介護時も含め、積雪・降雨時の歩行や作業に注意しましょう。



これらは介助中の転倒より多く、**単独作業や移動中の油断や焦り**が転倒による大怪我と長期休業につながっています。

## 加齢等による転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります → 「**ロコチェック**」
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも → 「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します  
→ 対象者は市町村が実施している「骨粗鬆症健診」を受診しましょう



ロコチェック



内閣府ウェブサイト



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署